

第14回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	令和元年5月23日（木曜日）午前10時 （受付開始は午前9時を予定しております。）
場所	東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役12名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	16
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式 報酬等の額及び内容決定の件	18
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	22
【添付書類】	
事業報告	23
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告	52

株主総会では試供品はお配りいたしません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知を
ご持参くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社
セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 井 阪 隆 一

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」に従って、令和元年5月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年5月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表も含まれております。
 - ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。
 - ・ 株主総会では試供品はお配りいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

株主総会開催日時

令和元年5月23日（木曜日）
午前10時



郵送で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和元年5月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の
賛否をご入力ください。

行使期限

令和元年5月22日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使のお取り扱いについて

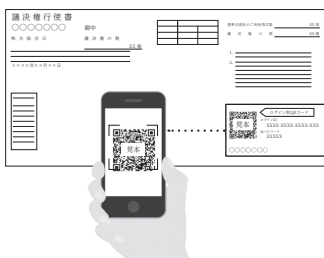
- ① 議決権行使書（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ② 議決権行使書（郵送）による議決権行使において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。
- 3 新しいパスワードを登録してください。
- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ①毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- ②議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、パケット通信料金等）は、株主様の負担となります。
- ③インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれている管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）は、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向40%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。内部留保につきましては、成長事業投資とのバランスを勘案しながら柔軟な資本政策を実施してまいります。

期末配当に関する事項

第14期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金47円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は42,018,100,668円となります。
これにより、中間配当金47円50銭を含めました当期の年間配当金は、1株につき95円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和元年5月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（12名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位		
1	い 井	さか 阪	りゅう 隆	いち 一	代表取締役社長	執行役員社長	再任
2	ご 後	とう 藤	かつ 克	ひろ 弘	代表取締役副社長	執行役員副社長	再任
3	い 伊	とう 藤	じゅん 順	ろう 朗	取締役	常務執行役員	再任
4	やま 山	ぐち 口	きみ 公	よし 義	取締役	執行役員	再任
5	き 木	むら 村	しげ 成	き 樹		執行役員	新任
6	なが 永	まつ 松	ふみ 文	ひこ 彦	取締役		再任
7	ジョセフ・マイケル・デビント				取締役		再任
8	つき 月	お 尾	よし 嘉	お 男	社外取締役		再任 社外 独立
9	い 伊	とう 藤	くに 邦	お 雄	社外取締役		再任 社外 独立
10	よね 米	むら 村	とし 敏	ろう 朗	社外取締役		再任 社外 独立
11	ひがし 東		てつ 哲	ろう 郎	社外取締役		再任 社外 独立
12	ル デ イ	きりやま	かず 和	こ 子	社外監査役		新任 社外 独立
	(本名：桐山 和子)						

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	い さ か り ゅ う い ち 井 阪 隆 一 (昭和32年10月4日) ※ 15,312株 再任 在任期間：10年0ヶ月	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役（現任） 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 同社最高執行責任者（COO） 当社取締役 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任） 平成28年5月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員社長（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 * 7-Eleven, Inc.取締役 【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったグループ経営に関する幅広い知見を有しており、当社が 目指す多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化の推 進によるグループ企業価値の最大化に活かしていただきたいため。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	ごとうかつひろ 後藤 克 弘 (昭和28年12月20日) ※ 14,640株 再任 在任期間：13年8ヶ月	平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役 当社最高管理責任者（CAO） 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 当社常務執行役員 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー 平成26年11月 当社情報管理室長 平成28年4月 当社指名・報酬委員会委員（現任） 平成28年5月 当社代表取締役副社長（現任） 当社執行役員副社長（現任） 当社管理部門、オムニチャネル管掌 平成29年6月 株式会社セブン銀行取締役（現任） 平成30年3月 当社デジタル戦略推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社セブン銀行取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培った経営管理に関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化（高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合）および新規戦略としてのデジタル戦略等に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	いとう じゅんろう 伊藤 順朗 (昭和33年6月14日) ※ 3,173,003株 再任 在任期間：10年0ヶ月	平成2年8月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役（現任） 当社執行役員 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー 平成27年5月 株式会社ヨークベニマル監査役 平成28年5月 当社グループ関係会社管掌 平成28年7月 当社関係会社部シニアオフィサー 平成28年12月 当社常務執行役員（現任） 当社経営推進室長 平成29年3月 株式会社イトーヨーカ堂取締役（現任） 平成30年3月 当社経営推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社イトーヨーカ堂取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったESG（環境・社会・ガバナンス）に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す非財務面を含む企業価値の向上、かつ、グループ経営の円滑な遂行に活かしていただきたいため。	
4	やまぐち きみよし 山 口 公 義 (昭和32年11月8日) ※ 1,000株 再任 在任期間：2年0ヶ月	昭和56年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 平成23年5月 当社執行役員（現任） 当社広報センターシニアオフィサー 平成28年12月 当社コーポレートコミュニケーション管掌 平成29年5月 当社取締役（現任） 当社社長室長 平成30年3月 株式会社そごう・西武取締役（現任） 平成31年3月 当社コーポレートコミュニケーション本部長（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社そごう・西武取締役
	【取締役候補者とした理由等】 当社の取締役として培った広報および経営情報分析に関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社のコーポレートコミュニケーション活性化等に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	きむら しげ き 木村成樹 (昭和37年3月16日) ※ 5,000株 新任	昭和61年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成26年3月 同社執行役員 平成28年5月 当社秘書室シニアオフィサー 平成28年12月 当社執行役員(現任) 当社経営推進部シニアオフィサー 平成31年3月 当社人事企画本部長(現任) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役
6	なが まつ ふみ ひこ 永松文彦 (昭和32年1月3日) ※ 14,500株 再任 在任期間：1年0ヶ月	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成16年5月 同社執行役員 平成26年3月 株式会社ニッセンホールディングス代表取締役副社長 平成27年3月 当社執行役員 平成29年5月 当社人事企画部シニアオフィサー 平成29年12月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン執行役員 平成30年3月 当社人事企画本部長 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役 平成30年5月 当社取締役(現任) 平成31年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役副社長 平成31年4月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長
		【取締役候補者とした理由等】 当社および当社グループ会社の取締役として培った事業経営およびフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化・グループシナジーの追求に活かしていただくため。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	ジョセフ・マイケル・デビント (昭和37年11月3日) ※ 6,000株 再任 在任期間：4年0ヶ月	平成7年9月 Thornton Oil Corporation入社 平成11年6月 同社上級副社長ＣＯＯ 平成14年3月 7-Eleven, Inc.入社 同社部長 平成15年4月 同社副社長オペレーション本部長 平成17年12月 同社取締役社長ＣＥＯ（現任） 平成22年8月 Brinker International, Inc.独立取締役 平成25年11月 同社取締役会長（独立取締役）（現任） 平成27年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） * 7-Eleven, Inc.取締役社長ＣＥＯ * Brinker International, Inc.取締役会長（独立取締役） 【取締役候補者とした理由等】 米国の当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社取締役会における国際的な観点からの助言、および、当社のグローバル経営の推進に活かしていただきたいため。
8	つき お よし お 月 尾 嘉 男 (昭和17年4月26日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：5年0ヶ月	昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授 平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員教授 平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授 平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 平成14年12月 総務省総務審議官 平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役（現任） 平成15年6月 東京大学名誉教授 平成26年5月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） * 株式会社月尾研究機構代表取締役 【社外取締役候補者とした理由等】 長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	いとうくに お 伊藤 邦雄 (昭和26年12月13日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：5年0ヶ月	平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年2月 一橋大学副学長・理事 平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役（現任） 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブ プログラム・ディレクター 平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役 平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役（現任） 平成26年5月 当社社外取締役（現任） 平成26年6月 東レ株式会社社外取締役（現任） 平成27年1月 一橋大学CFO教育研究センター長（現任） 平成27年4月 一橋大学大学院商学研究科特任教授 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授（現任） 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員長（現任） 平成30年4月 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授（現任） （重要な兼職の状況） * 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 * 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 * 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 * 小林製薬株式会社社外取締役 * 東レ株式会社社外取締役
	【社外取締役候補者とした理由等】	長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただきたいため。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	よね むら とし ろう 米 村 敏 朗 (昭和26年4月26日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：5年0ヶ月	昭和49年4月 警察庁入庁 平成17年8月 警視庁副総監 平成20年8月 警視総監 平成23年6月 常和ホールディングス株式会社社外監査役 平成23年12月 内閣危機管理監 平成26年2月 内閣官房参与 平成26年5月 当社社外取締役（現任） 平成26年6月 常和ホールディングス株式会社（現ユニゾホールディングス株式会社）社外取締役（現任） 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員（現任） （重要な兼職の状況） ＊ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
	【社外取締役候補者とした理由等】 警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。	
11	ひがし てつ ろう 東 哲 郎 (昭和24年8月28日) ※ 0株 再任 社外 独立 在任期間：1年0ヶ月	昭和52年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成6年4月 同社常務取締役 平成8年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長 平成25年4月 同社代表取締役会長兼社長 平成27年6月 同社代表取締役社長 平成28年1月 同社取締役相談役（現任） 平成30年5月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ＊東京エレクトロン株式会社取締役相談役
	【社外取締役候補者とした理由等】 東京エレクトロン株式会社代表取締役会長兼社長等の要職を歴任された経験を有しており、企業経営者としての幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
12	ルディー かずこ (本名：桐山 かずこ) (昭和23年10月10日) ※ 0株 新任 社外 独立	昭和47年9月 シカゴ大学会計監査室 昭和55年3月 タイム・インク タイムライフブック部門 ダイレクトマーケティング本部長 昭和58年12月 ウィトン・アクトン有限会社(現ウィトン・アクトン株式会社) 代表取締役(現任) 平成23年6月 日本ダイレクトマーケティング学会副会長 平成25年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授 平成26年5月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 トップラン・フォームズ株式会社社外取締役(現任) 平成28年4月 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授 (重要な兼職の状況) *ウィトン・アクトン株式会社代表取締役 *トップラン・フォームズ株式会社社外取締役 【社外取締役候補者とした理由等】 マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役及び執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、及び取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名及び社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 新任は新任取締役候補者、再任は再任取締役候補者であります。
3. 社外は社外取締役候補者、独立は東京証券取引所の定める独立役員である取締役候補者であります。
4. 在任期間は、本総会終結の時における在任期間を示しております。
5. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗、東哲郎及びルディー和子の各氏は、社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
7. ルディー和子氏は、現在当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって、当社社外監査役を辞任いたします。なお、同氏の本総会終結の時における社外監査役としての在任期間は5年0ヶ月です。
8. 伊藤邦雄氏が社外取締役に就任しております曙ブレーキ工業株式会社において、平成27年11月に不適切な会計処理の事実が発覚し、調査委員会による調査が行われました。なお、結果として、業績に与える影響は軽微であったため決算の訂正は行われておりません。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会において内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

9. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と当該契約を継続する予定であります。また、当社は、現在社外監査役であるルディー和子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の社外取締役就任が承認された場合、当社は社外取締役としての同氏と上記契約を改めて締結する予定であります。
10. 月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗、東哲郎及びルディー和子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、また当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。なお、ルディー和子氏については社外監査役である独立役員として東京証券取引所に届け出ており、当社は同氏を社外取締役である独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
11. 上記各候補者の略歴等は、平成31年4月8日現在のものです。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査役ルディー和子氏が監査役を辞任いたします。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
まつ はし かお り 松 橋 香 里 (本名：細谷 香里) (昭和44年6月7日) ※ 0株 [新任] [社外] [独立]	平成18年4月 公認会計士登録 平成18年7月 アセット・インベスターズ株式会社入社 平成19年11月 同社経営企画部長 平成20年3月 株式会社エムケーキャピタルマネジメント入社 同社執行役員 平成21年5月 ルミナス・コンサルティング株式会社代表取締役(現任) 松橋香里公認会計士事務所代表(現任) 平成26年1月 NTSホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成26年6月 Spiber株式会社社外取締役(現任) 平成29年6月 株式会社カカコム社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) * 公認会計士 * ルミナス・コンサルティング株式会社代表取締役 * 株式会社カカコム社外監査役
【社外監査役候補者とした理由等】 公認会計士として、財務・会計および経営管理に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただきたいため。	

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役及び執行役員(以下、「役員等」といいます。)の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、及び取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名及び社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. [新任] は新任監査役候補者であります。
3. [社外] は社外監査役候補者、[独立] は東京証券取引所の定める独立役員である監査役候補者であります。
4. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 上記候補者は、社外監査役候補者の要件を満たしております。また、上記候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。

6. 当社は、各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。上記候補者の就任が承認された場合、当社は上記候補者と当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、上記候補者を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であり、また上記候補者は、当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
8. 上記候補者の略歴等は、平成31年4月8日現在のものであります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において年額10億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、また、この範囲内において、平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行価額総額の限度額を2億円と定めることにより、「固定報酬」、「賞与」及び「ストック・オプション」として構成されていましたが、当該報酬限度額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の新たな導入をお願いするものであります。

本議案の承認可決を条件として、当社は、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わないことといたします。現在の取締役に付与済みであるストック・オプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が開始されること等を条件として、現在の取締役に於いて権利放棄することとし、ストック・オプションからの移行措置として、本制度において、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与いたします。ただし、現在の取締役のうち、本総会の終結後に当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した者は、地位喪失日の翌日から10日以内に限り、既に付与された新株予約権を行使できるものとし、本制度によるポイントの付与は行わないものとします。

本制度の導入については、委員長及び委員の半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会における審議を経ており、本制度の導入により、取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなりますが、本制度の導入は、取締役の報酬等について業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと7名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以下のとおり。）

①本議案の対象となる 当社株式等の交付等 の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
---------------------------------	-------------------

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	・ 3事業年度を対象として、合計600百万円 ・ ただし、本年度から開始する対象期間については、4事業年度を対象として、合計800百万円。また、ストック・オプションからの移行措置分として900百万円を上限とする金員を別途拠出
取締役に対して交付等が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む。)の数の上限 (下記(3)のとおり。)	・ 1事業年度当たりを取締役に付与されるポイント総数の上限は40,000ポイント。1ポイント＝当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済み株式総数(平成31年2月28日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.0045% ・ 本事業年度のみストック・オプションからの移行措置として別途160,000ポイントを上限としてポイントを付与 ・ 当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)から取得。ただし、令和元年に設定する本信託(下記(2)に定める。)については、株式市場から取得するため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	・ 業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動 ・ 業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益、連結ROE等
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象となる期間(以下、「対象期間」という。)は、中長期の業績目標達成評価のための期間として当社が定めた3事業年度とし、当該3事業年度における報酬として合計600百万円を上限とする信託金(※1)を拠出し、受益者要件を満たした取締役を受益者とする信託期間3年間の株式報酬のための信託(以下、「本信託」という。)を設定(本(2)第4段落記載の信託期間の延長を含む。以下同じ。)します。

ただし、当初の対象期間については、当社が現在掲げている中期経営計画の残存期間である令和2年2月29日で終了する事業年度及び当該事業年度に連続する当社の中長期の業績目標達成評価のための期間である3事業年度を合算した4事業年度を対象とし、当該4事業年度における報酬合計800百万円を上限とする信託金に加えて、ストック・オプションからの移行措置として交付する株式の取得原資として900百万円を上限とする信託金を拠出し、信託期間4年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得（当初の対象期間については株式市場から取得）します。当社は、対象期間中、取締役に対し、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、このポイントに相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の対象期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に3年間延長し、当社は、合計600百万円の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、600百万円の範囲内とします。

（※1）信託金には、信託期間中の本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間中の各事業年度における業績目標値に対する達成度及び役員等に基づき付与されるポイント（※2）の累積ポイント数により定まります。

1 ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割・株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

（※2）各対象事業年度における連結営業利益、連結ROE等の目標値に対する達成度に応じて、役位に基づく基準ポイントを0～200%の範囲で変動させて付与。なお、CO₂排出量等の非財務指標を業績評価指標に追加することができるものとします。

取締役に付与されるポイントの数の上限は1事業年度あたり40,000ポイントとします。そのため、本信託が取得する当社株式の総数は、かかる1事業年度当たりの付与ポイント数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（信託期間ごとに120,000株）が上限となります。

ただし、本事業年度においては、ストック・オプションからの移行措置として別途160,000ポイントを上限としてポイントを付与します。そのため、当初設定する本信託が取得する当社株式の総数は、1事業年度当たりの付与ポイント数の総数に当初の信託期間の年数4を乗じた数に、ストック・オプションからの移行措置として付与するポイント数を合計した数に相当する株式数（320,000株）が上限となります。この取得株式数の上限

は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役が退任（死亡による退任を除く。）する場合、所定の受益権確定手続を行うことにより、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り上げ）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役が死亡した場合は、その時点で付与されている累積株式交付ポイント数に応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や、より一層の監査体制の充実等を考慮して、監査役の報酬額を年額2億円以内と変更させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の監査役の員数も5名となります。

また、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の賛成の答申を受けただうえで、取締役会において承認されたものであります。

以 上

添 付 書 類

事業報告（平成30年3月1日から 平成31年2月28日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では地政学的リスクが顕在化するなどの影響が見られました。

また、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続いており、お客様の選別の目は一層厳しくなっております。

このような環境の中、当連結会計年度におきましては、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品及び地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

グループのプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品におきましては、新商品の開発を推進するとともに、積極的に既存商品のリニューアルを重ねることで品質の更なる向上と新しい価値の提案により、ますます多様化するお客様ニーズへの対応を図りました。なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は、1兆4,130億円（前年度比7.0%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は6兆7,912億1千5百万円（前年度比12.5%増）、営業利益は4,115億9千6百万円（前年度比5.1%増）、経常利益は4,065億2千3百万円（前年度比4.0%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益は2,030億4百万円（前年度比12.1%増）となり、連結会計年度としてそれぞれ過去最高の数値を達成いたしました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、12兆180億4百万円（前年度比8.8%増）となりました。また、当連結会計年度における為替レート変動に伴う影響により、営業収益は439億円、営業利益は13億円減少しております。

（事業部門別の営業概況）

① 国内コンビニエンスストア事業

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、社会環境の変化に伴うお客様ニーズの変化に対応すべく、現状の売上構成に見合った新しい店内レイアウトの導入及び改善に加え、価値ある新商品の発売や継続した商品の品質向上に取り組んだ結果、当連結会計年度における既存店売上は前年度を上回り、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4兆8,988億7千2百万円（前年度比4.7%増）となりました。また、平成29年9月より実施しているセブン・イ

レブン・チャージ1%特別減額等の影響はありましたが、営業利益は2,450億8千8百万円（前年度比0.4%増）となりました。

② 海外コンビニエンスストア事業

北米の7-Eleven, Inc.は、収益性の低い既存店舗等の閉店を進めるとともに、ファスト・フードやプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発及び販売に引き続き注力した結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上は前年度を上回り、営業利益は1,110億8千1百万円（前年度比22.3%増）となりました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、平成30年1月に完了したSunoco LP社の一部店舗取得が寄与したことなどに伴う商品及びガソリン売上の伸長により、3兆9,932億5千9百万円（前年度比27.4%増）となりました。

③ スーパースタ事業

総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、事業構造改革の一環として衣料と住居の自営売場面積適正化及び食品の営業強化等に注力いたしましたが、当連結会計年度における既存店売上は前年度を下回りました。一方で営業利益は、荒利率向上や販管費の適正化に伴う収益性の改善により、47億8百万円（前年度比53.0%増）となりました。

食品スーパーである株式会社ヨークベニマルは、生鮮品の販売強化や子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便ニーズに対応した惣菜の品揃え拡充に努めましたが、当連結会計年度における既存店売上は前年度を下回り、営業利益は128億1百万円（前年度比9.0%減）となりました。

④ 百貨店事業

株式会社そごう・西武は、そごう横浜店において化粧品等を強みとするビューティ分野で売場リニューアルを実施するなど、事業構造改革の一環として首都圏大型店舗へ経営資源を集中させる戦略を推進いたしました。しかしながら、当連結会計年度における既存店売上は前年度を下回り、営業利益は32億6千6百万円（前年度比35.7%減）となりました。

なお、株式会社そごう・西武は、公正取引委員会より、平成30年7月12日には全日本空輸株式会社において使用される制服の受注に関して、平成30年10月3日には配送料の引上げに関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、平成30年10月18日には公正取引委員会より、株式会社NTTドコモにおいて使用される制服の受注に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令を受けました。株主の皆様には大変ご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、今回の排除措置命令の内容を真摯に受け止め、法令遵守をより一層徹底し、再発防止に全力を挙げる所存であります。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行における当連結会計年度末時点の国内ATM設置台数は、25,083台（前年度末比745台増）まで拡大し、当該期間中のATM総利用件数は前年度を上回ったものの、一部提携金融機関による手数料体系変更や決済手段の多様化等の影響により、1日1台当たりの平均利用件数は92.4件（前年度比1.8件減）となりました。また、同行における現金及び預け金は、ATM装填用現金を含めて7,754億円となりました。

なお、金融関連事業では当連結会計年度第2四半期において海外事業に係る減損損失を計上いたしました。

⑥ 専門店事業

お客様ニーズに対応した商品政策の実行により、株式会社赤ちゃん本舗、株式会社ロフト、株式会社セブン&アイ・フードシステムズなどの営業利益は前連結会計年度を上回りました。また、株式会社ニッセンホールディングスにおきましては、引き続き事業構造改革の推進に注力した結果、前年度と比べ営業損失が縮小いたしました。

なお、株式会社ニッセンホールディングスは、当連結会計年度第1四半期において、事業構造改革の一環として、子会社であるシャディ株式会社の全株式を譲渡いたしました。

⑦ 消去及び全社

当連結会計年度第2四半期より本格稼働したグループCRM（顧客関係管理）戦略に係る費用等を計上しており、営業損失は前年度と比べ13億9千5百万円増の145億1千5百万円となりました。

事業部門別営業収益及び営業利益

事業部門	営業収益	前年度比	営業利益	前年度比
国内コンビニエンスストア事業	百万円 955,443	2.9%増	百万円 246,721	0.6%増
海外コンビニエンスストア事業	2,821,053	42.4%増	92,266	16.7%増
スーパーストア事業	1,902,507	0.1%増	21,173	0.4%減
百貨店事業	592,100	10.0%減	3,737	30.4%減
金融関連事業	215,007	5.9%増	52,874	6.4%増
専門店事業	355,474	14.7%減	6,680	－
その他の事業	23,720	0.8%増	2,659	27.6%減
消去及び全社	△74,093	－	△14,515	－
合計	6,791,215	12.5%増	411,596	5.1%増

- (注) 1. 株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、12兆180億4百万円であります。
2. 「消去及び全社」は、事業部門間取引消去額と全社の営業収益及び営業利益との合計額であります。

(2) 設備投資及び資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、5,393億2千8百万円となりました。これらに必要な資金は、金融機関からの借入金及び自己資金により充当いたしました。

事業部門	設備投資額
国内コンビニエンスストア事業	115,525
海外コンビニエンスストア事業	288,221
スーパーストア事業	61,462
百貨店事業	16,955
金融関連事業	34,918
専門店事業	9,157
その他の事業	2,931
全社（共通）	10,157
合計	539,328

(注) 1. 上記金額には差入保証金及び建設協力立替金を含めて記載しております。
2. 「全社（共通）」は当社の設備投資額であります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	第11期 (平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)	第12期 (平成28年3月1日から 平成29年2月28日まで)	第13期 (平成29年3月1日から 平成30年2月28日まで)	第14期 (平成30年3月1日から 平成31年2月28日まで)
営業収益	6,045,704	5,835,689	6,037,815	6,791,215
親会社株主に帰属する 当期純利益	160,930	96,750	181,150	203,004
1株当たり当期純利益	182 02	109 42	204 80	229 50
総資産	5,441,691	5,508,888	5,494,950	5,795,302
純資産	2,505,182	2,475,806	2,575,342	2,672,486
1株当たり純資産額	2,683 11	2,641 40	2,744 08	2,850 42

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(4) 企業再編行為等

①株式会社ニッセンホールディングスによるシャディ株式会社の全株式の譲渡

株式会社ニッセンホールディングスは、子会社であるシャディ株式会社の全株式を、事業構造改革の一環として平成30年4月27日付で譲渡いたしました。

②株式会社セブン・ペイの設立

当社グループのデジタル戦略の一環として、スマートフォンをツールとした新たな決済サービスを提供するため、株式会社セブン・フィナンシャルサービスと株式会社セブン銀行は、平成30年6月14日付で株式会社セブン・ペイを設立いたしました。なお、設立時における株式会社セブン・ペイの発行済株式の総数6,000株のうち、株式会社セブン・フィナンシャルサービスは4,200株（議決権比率70.0%）を、株式会社セブン銀行は1,800株（議決権比率30.0%）をそれぞれ保有し、株式会社セブン・ペイは当社連結子会社として設立されました。

また、株式会社セブン・ペイは平成30年10月25日付で募集株式の発行を行い、当社は同社の株式80,000株を新たに取得し、株式会社セブン・フィナンシャルサービスは55,800株を、株式会社セブン銀行は58,200株をそれぞれ追加取得いたしました。これにより、当社、株式会社セブン・フィナンシャルサービス及び株式会社セブン銀行の保有する株式会社セブン・ペイの株式数はそれぞれ、80,000株（議決権比率40.0%）、60,000株（議決権比率30.0%）及び60,000株（議決権比率30.0%）となりました。

(5) 重要な子会社の状況（平成31年2月28日現在）

① 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金	出資比率
国内コンビニエンスストア事業	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	17,200百万円	100.0%
海外コンビニエンスストア事業	7 - E l e v e n , I n c .	13千米ドル	100.0%
スーパーストア事業	株式会社イトーヨーカ堂	40,000百万円	100.0%
	株式会社ヨークベニマル	9,927百万円	100.0%
百貨店事業	株式会社そごう・西武	20,000百万円	100.0%
金融関連事業	株式会社セブン銀行	30,679百万円	45.8%
専門店事業	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	3,000百万円	100.0%
	株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	100.0%

(注) 1. 7-Eleven, Inc.、株式会社セブン銀行及び株式会社ニッセンホールディングスに対する出資比率は間接所有によるものであります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	680,212百万円	1,817,506百万円
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	583,513百万円	

② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

③ 連結子会社及び持分法適用会社

連結子会社は135社、持分法適用会社は24社であります。

(6) 対処すべき課題

当社は、「信頼と誠実」、「変化への対応と基本の徹底」を基本方針に掲げ、ガバナンスの強化とグループシナジーの追求によりグループ企業価値の最大化に努めており、グループ企業価値の最大化のための経営目標として、令和2年2月期を最終年度とした、営業利益4,500億円、ROE10%を目標とする中期経営計画を、平成28年10月に発表いたしました。しかしながら、足元の厳しい事業環境下では計画進捗の遅れを回復することは困難であると判断し、令和2年2月期の営業利益目標を4,200億円といたしました。なお、当該計画のうち数値目標以外の重点施策につきましては、引き続き「成長事業の強化」及び「構造改革事業の改善」を戦略の柱に据え、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に努めてまいります。

当社グループを取り巻く環境は、大きく変化しており、またその変化のスピードも非常に速くなっております。国内においては、高齢化、世帯人数の減少、共働き世帯の増加等の社会構造変化が進むとともに、技術革新に伴い様々なサービスが登場することで、お客様のライフスタイルや価値観が多様化しております。また、年々訪日外国人数が増加し、外国人労働者に関する新たな制度も創設される等、新たな消費・労働マーケットが生じ、お客様、従業員の多様化もさらに進んでまいります。

一方、最低賃金や有効求人倍率の上昇や、社会保険加入の適用拡大を受け、雇用環境は引き続き厳しい状況が続くことが想定されます。加えて、国内外を問わず、気候変動、海洋汚染、フードロス、持続可能な調達等の社会課題が深刻化しており、企業も社会を構成する一員として、その解決に対してこれまで以上に真剣に向き合うべき時代を迎えております。

このような昨今の環境変化を踏まえ、当社は、一層のグループシナジーを発揮して、お客様・地域社会・お取引先様等のステークホルダーとともに持続的な成長と発展を目指すべく、以下の課題に対処してまいります。

① グループシナジー創出に向けた各戦略の更なる深耕

当社は、現在、更なるグループシナジーの創出に向けて、「デジタル戦略」「金融戦略」「調達戦略」の3つのグループ戦略を推進しております。今後も、アプリの拡大、外部企業とも連携したデータ活用、アプリと連動した新決済サービス「セブン・ペイ」の導入等により顧客接点を量・質ともに強化し、また、お取引先様と一体となって商品の調達・物流過程におけるムリ・ムダ・ムラをなくすことでフードロスや労働力不足等の課題を解決する等、3つのグループ戦略の更なる深耕を図ってまいります。

② 経済価値と社会価値の両立

当社グループは、様々な社会課題に対応し、豊かな社会づくりに貢献することを目指しながら成長してまいりましたが、その一方で、事業活動に伴い、CO₂・廃プラスチック・フードロス等の環境負荷を発生させております。当社はこれと正面から向き合い、中長期の目標を設定し、お客様・地域社会・お取引先様等のステークホルダーとも連携しながら、環境負荷の着実な低減に取り組んでまいります。

また、当社は、ステークホルダーとの対話を通して、当社グループの事業領域と親和性の特に高い社会課題を「5つの重点課題」※として特定しておりますが、店舗網や物流・情報システムを活用した「お買物支援」サービスの創出、お客様の健康に配慮した商品開発、お客様と連携したリサイクルの取組み等を進め、社会課題の解決を図りながら、当社グループの企業価値を向上させてまいります。

※5つの重点課題

- ・ 高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
- ・ 商品や店舗を通じた安全・安心の提供
- ・ 商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
- ・ 社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
- ・ お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

③ 社会構造の変化に合わせたビジネスモデルの柔軟な見直し

当社グループの各事業会社は、その創業から、地域のお客様のライフステージ・ライフシーンに寄り添いながら、商品・サービスの提供を通じて、その暮らしの利便性を高めてまいりました。しかしながら、様々な外部環境はもとよりお客様自身のライフスタイルや価値観も大きく変化する中で、当社グループとして、これまで以上に、社会構造の変化、お客様の変化の兆しを敏感に捉え、スピード感を持った対応が必要な時代を迎えております。

このため、全ての事業領域において、従来のビジネスモデルを是として安住し、これに拘泥するのではなく、常に、社会構造、お客様のニーズ・価値観の現在の変化、将来の変化を踏まえて、ビジネスモデルの柔軟な見直しを図ってまいります。また、当社として、事業会社経営陣との間で、よりきめ細かな対話を行うことで、グループ全体のマネジメントの更なる強化を図り、持続的な成長を遂げてまいります。

④ 人材育成及び働き方改革

当社は、これらの諸課題への取組みを支える全ての従業員が、働きがいを持って仕事ができる環境を整備することは、将来にわたっての重要な課題と捉えております。法改正を踏まえた、長時間労働の抑制、多様かつ柔軟な働き方を支援する制度の拡大はもちろん、技術革新等も踏まえた生産性向上の施策も随時導入してまいります。併せて、仕事に対するモチベーションを高めつつ、社会構造の変化に迅速に対応できるよう、評価制度、研修・教育制度の強化も実施してまいります。

(次期の見通し)

次期の見通しにつきましては、国内経済は引き続き緩やかな回復が期待されるものの、令和元年10月には消費税率の引き上げが予定されているなど、個人消費においては依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

① 国内コンビニエンスストア事業

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、高齢化や単身世帯の増加、小売店舗数の減少、働く女性の増加といった国内の社会構造の変化を成長機会と捉えており、引き続き、新たな価値ある商品のご提案や継続的な品質の向上を追求してまいります。また、令和元年7月にはセブン・イレブンアプリに決済機能を付加してシームレスな決済の実現を予定しており、一層の利便性向上に努めるとともに、更なる利用促進を図ることにより販促効率の改善を見込むなど、CRM戦略の精度を高めてまいります。

一方で、国内の雇用環境は最低賃金や有効求人倍率の上昇、社会保険加入の適用拡大などを受け、引き続き厳しい状況が続くと想定されます。このような環境の中、お客様ニーズに合わせた新たな店舗レイアウトの展開を加速するとともに、店舗従業員の作業効率改善に伴うお客様サービスの質の向上にも積極的に取り組み、加盟店オーナー様とともに社会インフラとしての重要な役割を担う「近くて便利」なお店への更なる進化と、拡大均衡を目指してまいります。

② 海外コンビニエンスストア事業

北米の7-Eleven, Inc.は、チームマーチャンダイジングの手法を取り入れたファスト・フード商品や、プライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発及び販売に継続して注力し、お客様ニーズへの対応に努めてまいります。また、デジタル技術を積極的に活用し、アプリを通じた宅配や決済などのサービスを拡充させ、利便性向上にも取り組みます。

加えて、収益性の更なる向上に向け、自営店の改装及びフランチャイズ化促進や、不採算店の閉店を推進してまいります。

③ スーパーストア事業

株式会社イトーヨーカ堂は、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき、自営売場面積の縮小と集客力向上に向けた魅力的なテナントの誘致、食品営業力強化等の構造改革を、首都圏店舗を中心に着実に実行してまいります。また、令和2年2月期において6店舗の不採算店の閉店を予定しており、引き続き収益性の改善に努めてまいります。

株式会社ヨークベニマルは、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品及びデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続いたします。また、積極的な既存店の活性化に加え、新規出店につきましては一層効率性を重視してまいります。

④ 百貨店事業

株式会社そごう・西武は、収益性の高い首都圏基幹店への経営資源集中を継続して推進する一方、その他店舗につきましては各店の地域特性に合わせた売場構成や効率的な運営に挑戦してまいります。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業におきましては、引き続きATMサービスの拡充に加え、電子マネー及びクレジットカード事業に注力するとともに、キャッシュレスプラットフォームの構築に向け、スマートフォンを使った新たな決済サービスの提供を予定しております。

⑥ 専門店事業

専門店事業におきましては、株式会社赤ちゃん本舗や株式会社ロフト、株式会社セブン&アイ・フードシステムズなどを中心に専門的な品揃えでお客様ニーズにお応えしていくとともに、事業構造改革の目処がたった株式会社ニッセンホールディングスにおきましても、一層の収益性の拡大を追求してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成31年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする160社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主として国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、金融関連事業及び専門店事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名及び会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
国内コンビニエンスストア事業 (15社)	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社セブン・イレブン・沖縄 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブンネットショッピング 株式会社セブン・ミールサービス、SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC. セブン・イレブン（中国）投資有限公司、セブン・イレブン北京有限公司 セブン・イレブン成都有限公司、セブン・イレブン天津有限公司 タワーベーカーリー株式会社※1、山東衆邸便利生活有限公司※1
海外コンビニエンスストア事業 (75社)	7-Eleven, Inc.、SEJ Asset Management & Investment Company
スーパーストア事業 (19社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社ライフフーズ 株式会社ヨークマート、株式会社シェルガーデン、株式会社丸大、株式会社サンエー 株式会社ヨーク警備、アイワイフーズ株式会社、株式会社セブンファーム イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司、華糖洋華堂商業有限公司 成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社天満屋ストア※1、株式会社ダイイチ※1
百貨店事業 (7社)	株式会社そごう・西武、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社ごつお便、株式会社地域冷暖房千葉
金融関連事業 (10社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス 株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス 株式会社セブン・ペイ※2、FCTI, Inc.、TORANOTEC株式会社※1※3
専門店事業 (19社)	株式会社赤ちゃん本舗、株式会社バーニーズジャパン 株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ 株式会社ロフト、株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン 株式会社SCORE※4、株式会社マロンススタイル※5、株式会社Francfranc※1 タワーレコード株式会社※1、ニッセン・クレジットサービス株式会社※1
その他の事業 (13社)	株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク、株式会社セブン&アイ出版 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、株式会社ハヶ岳高原ロッジ 株式会社セブン&アイ・ネットメディア、株式会社セブカルチャーネットワーク 株式会社テルベ、アイング株式会社※1、びあ株式会社※1
全社 (1社)	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター

(注) ※1. タワーベーカーリー株式会社、山東衆邸便利生活有限公司、株式会社天満屋ストア、株式会社ダイイチ、TORANOTEC株式会社、株式会社Francfranc、タワーレコード株式会社、ニッセン・クレジットサービス株式会社、アイング株式会社及び、びあ株式会社は関連会社であります。

※2. 株式会社セブン・ペイは、平成30年6月14日付で当社の連結子会社として設立されました。

※3. TORANOTEC株式会社は、平成31年1月31日付の株式取得により、当社の持分法適用会社となりました。

※4. 株式会社SCOREは、平成30年9月4日付で当社の連結子会社として設立されました。

※5. 株式会社マロンススタイルは、平成31年2月1日付の株式取得により、当社の連結子会社となりました。

(8) **主要な営業所**（平成31年2月28日現在）

① 当 社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

（国内コンビニエンスストア事業）

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 377店舗

（海外コンビニエンスストア事業）

7-Eleven, Inc.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 2,360店舗

（注）7-Eleven, Inc.の自営店舗数は平成30年12月末現在の店舗数であります。

（スーパーストア事業）

株式会社イトーヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 159店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 225店舗

（百貨店事業）

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 15店舗

（金融関連事業）

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

（専門店事業）

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・本部事務所 東京都千代田区二番町4番地5
- ・自営店舗 714店舗

株式会社ニッセンホールディングス

- ・本店 京都府京都市南区西九条院町26番地

(9) 従業員の状況（平成31年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減
国内コンビニエンスストア事業	11,085名	245名（増）
海外コンビニエンスストア事業	19,994名	2,117名（増）
スーパーストア事業	15,783名	134名（減）
百貨店事業	2,832名	65名（減）
金融関連事業	1,631名	108名（増）
専門店事業	5,622名	688名（減）
その他の事業	652名	53名（増）
全社（共通）	566名	77名（減）
合 計	58,165名	1,559名（増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー86,463名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。
4. 海外コンビニエンスストア事業の従業員数の増加は、7-Eleven, Inc.の事業取得によるものであります。専門店事業の従業員数の減少は、株式会社ニッセンホールディングスが事業構造改革の一環として子会社であるシャディ株式会社の全株式を譲渡したことに伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	415名	57名（減）	45歳 10ヶ月	20年 5ヶ月
女性	151名	20名（減）	40歳 11ヶ月	17年 5ヶ月
合計又は平均	566名	77名（減）	44歳 6ヶ月	19年 7ヶ月

- (注) 1. 当社の従業員数は、主として株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社デニーズジャパン（平成19年9月1日に株式会社セブン&アイ・フードシステムズに吸収合併）からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー24名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 当社の従業員数の減少は、グループ内での組織移管に伴うものであります。

(10) 主要な借入先の状況（平成31年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	191,730
株式会社三菱UFJ銀行	187,364
株式会社みずほ銀行	85,756

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成31年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 886,441,983株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式1,850,390株を含んでおります。
 (3) 株主数 76,786名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤興業株式会社	68,901	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,028	7.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45,790	5.2
S M B C 日興証券株式会社	22,364	2.5
日本生命保険相互会社	17,672	2.0
伊藤雅俊	16,799	1.9
三井物産株式会社	16,222	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	16,201	1.8
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	13,248	1.5
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	11,862	1.3

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成31年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	会社における担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 阪 隆 一	当社指名・報酬委員会委員 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 7-Eleven, Inc.取締役
代表取締役副社長	後 藤 克 弘	当社指名・報酬委員会委員 当社デジタル戦略推進本部長 株式会社セブン銀行取締役
取 締 役	伊 藤 順 朗	当社経営推進本部長 株式会社イトーヨーカ堂取締役
取 締 役	栗 飯 原 勝 胤	当社システム戦略部シニアオフィサー
取 締 役	山 口 公 義	当社社長室長 株式会社そごう・西武取締役
取 締 役	永 松 文 彦	当社人事企画本部長 株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役
取 締 役	古 屋 一 樹	株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 7-Eleven, Inc.取締役
取 締 役	ジョセフ・マイケル・デピント	7-Eleven, Inc.取締役社長CEO Brinker International, Inc.取締役会長（独立取締役）
取 締 役	月 尾 嘉 男	株式会社月尾研究機構代表取締役
取 締 役	伊 藤 邦 雄	当社指名・報酬委員会委員長 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 小林製薬株式会社社外取締役 東レ株式会社社外取締役
取 締 役	米 村 敏 朗	当社指名・報酬委員会委員 ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	東 哲 郎	東京エレクトロン株式会社取締役相談役

会社における 地位	氏 名	会社における担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	幅 野 則 幸	株式会社ヨークマート監査役 株式会社そごう・西武監査役
常 勤 監 査 役	谷 口 義 武	
監 査 役	ル ディー 和 子 (本名：桐山 和子)	ウィトン・アクトン株式会社代表取締役 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役
監 査 役	原 一 浩	公認会計士 税理士
監 査 役	稲 益 み つ こ	弁護士

- (注) 1. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役及び執行役員（以下、「役員等」といいます。）の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、役員等の指名及び報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。「指名・報酬委員会」では、審議対象に、取締役の職務の執行を監査することを職責とする監査役候補者の指名も含まれていること、及び、取締役会の諮問機関たる同委員会における適正手続の確保を重視しているため、社外監査役でない監査役1名及び社外監査役1名がオブザーバーとして、関与しております。
2. 取締役永松文彦氏は、平成31年2月28日をもって株式会社セブン&アイ・フードシステムズの実業取締役を辞任いたしました。
3. 取締役伊藤邦雄氏は、平成30年6月21日をもって住友化学株式会社の社外取締役を退任いたしました。
4. 取締役月尾嘉男、伊藤邦雄、米村敏朗及び東哲郎の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査役ルディー和子、原一浩及び稲益みつこの各氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役谷口義武及び監査役原一浩の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役谷口義武氏は、当社及び当社グループの財務・経理部門において通算7年以上にわたり財務業務及び経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役原一浩氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
7. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
8. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

9. 平成31年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
執行役員社長	井 阪 隆 一	執行役員	野 口 久 隆
執行役員副社長	後 藤 克 弘	執行役員	松 本 稔
常務執行役員	伊 藤 順 朗	執行役員	松 本 忍
執行役員	粟 飯 原 勝 胤	執行役員	木 村 成 樹
執行役員	山 口 公 義	執行役員	石 井 信 也
執行役員	永 松 文 彦	執行役員	中 村 英 和
常務執行役員	三 枝 富 博	執行役員	手 島 伸 知
常務執行役員	林 拓 二	執行役員	早 田 和 代
常務執行役員	真 船 幸 夫	執行役員	清 水 健
執行役員	丸 山 好 道	執行役員	金 子 裕 司

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、次のとおり、取締役会決議により、取締役及び監査役の報酬についての基本方針を定めております。

なお、当社は、役員報酬の在り方を、適切ナリスクテイクを行うための仕組みの一つとして重視しており、具体的な報酬制度の設計については、今後の法制度の動向及び社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう検討を進めてまいります。

また、事業会社の代表取締役の報酬についても、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、グループ内業績評価制度の改善を図ってまいります。

《役員報酬方針》

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2. 役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

○取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円

（2008年5月22日開催の第3回定時株主総会で決議）

○監査役：年額1億円以内

（2006年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

3. 指名・報酬委員会

当社は、役員等（本方針において「役員および執行役員」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性および透明性を確保すること等を目的として、委員長および半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会（以下、本方針において「指名・報酬委員会」といいます。）を設置しております。

4. 取締役の報酬

○取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

○取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、指名・報酬委員会の審議を通じ、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定します。

5. 監査役の報酬

○監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞与および株式報酬型ストック・オプション報酬）は支給しません。

○監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

6. 役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)	報 酬 等 の 総 額 (百万円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (百 万 円)		
			固 定 報 酬	業 績 変 動 報 酬	
				賞 与	株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン 報 酬
取 締 役 (社外取締役を除く)	10	307	182	55	69
社 外 取 締 役	5	50	50	—	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	3	62	62	—	—
社 外 監 査 役	5	36	36	—	—

- (注) 1. 上記には、平成30年5月24日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役（社外取締役を除く）7名に対するものです。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円未満であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の独立性の基準等

当社は、社外役員を含め、役員の多様性を重視しており、コーポレートガバナンス向上を担う優秀な社外の人材を確保することを踏まえると、社外役員の独立性基準については「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」という本質的な観点から、各役員候補者について判断していく方が良いと考え、下記の基準を採用しております。

下記基準は、社外役員の意見も踏まえ、採用しておりますが、他社等が様々な観点から独立性基準を検討されている状況を注視し、今後も継続して検討してまいります。

1. 社外役員の独立性基準

(1) 基本的な考え方

独立役員とは、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員をいうものとします。

当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合は、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立性はないと判断します。

(2) 独立性基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、金融商品取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性基準とします。

2. 独立役員の属性情報開示に係る軽微基準

(当社の直近事業年度において)

- ・「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」
- ・「寄付」については「1千万円未満」

② 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会における出席並びに発言状況

(社外取締役)

氏 名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率
月尾嘉男	13回中13回	100.0%
伊藤邦雄	13回中13回	100.0%
米村敏朗	13回中12回	92.3%
東哲郎	10回中10回	100.0%

平成30年5月24日開催の第13回定時株主総会終結以降は取締役会を10回開催しており、東哲郎氏は同株主総会において新たに取締役に選任されております。

月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学及び経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から、東哲郎氏は主に企業経営者としての幅広く高度な経験の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

氏 名	取締役会 出席回数	取締役会 出席率	監査役会 出席回数	監査役会 出席率
ルディー和子	13回中12回	92.3%	25回中24回	96.0%
原一浩	10回中10回	100.0%	19回中19回	100.0%
稲益みつこ	10回中10回	100.0%	19回中19回	100.0%

平成30年5月24日開催の第13回定時株主総会終結以降は取締役会を10回、監査役会を19回それぞれ開催しており、原一浩及び稲益みつこの両氏は同株主総会において新たに監査役に選任されております。

ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、原一浩氏は主に財務・会計・税務の専門の見地から、稲益みつこ氏は主に法律の見地から適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役及び常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的及び随時に経営意見交換会等のミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社及びグループ会社にて

おける業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役及び社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレートガバナンス等について、各社外取締役及び社外監査役より、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出される等、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。

また、各社外取締役及び社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行及び会計の監査を、それぞれ行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	759 百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	909

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用支援及び米ドル建無担保普通社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、特段の記載のない限り、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表 (平成31年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,353,042	流 動 負 債	1,992,795
現 金 及 び 預 金	1,314,564	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	411,602
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	336,070	短 期 借 入 金	143,160
営 業 貸 付 金	101,490	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50,000
商 品 及 び 製 品	178,178	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	106,688
仕 掛 品	60	未 払 法 人 税 等	42,642
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,781	未 払 費 用	128,802
前 払 費 用	55,867	預 り 金	174,043
A T M 仮 払 金	95,694	A T M 仮 受 金	43,530
繰 延 税 金 資 産	26,582	販 売 促 進 引 当 金	19,467
そ の 他	247,497	賞 与 引 当 金	13,829
貸 倒 引 当 金	△5,747	役 員 賞 与 引 当 金	364
固 定 資 産	3,442,159	商 品 券 回 収 損 引 当 金	1,296
有 形 固 定 資 産	2,118,630	返 品 調 整 引 当 金	98
建 物 及 び 構 築 物	954,093	銀 行 業 に お け る 預 金	588,395
工 具 、 器 具 及 び 備 品	306,321	そ の 他	268,873
車 両 運 搬 具	10,277	固 定 負 債	1,130,020
土 地	751,616	社 長 期 借 入 債 金	361,914
リ ー ス 資 産	6,858	繰 延 税 金 負 債	443,425
建 設 仮 勘 定	89,463	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,132
無 形 固 定 資 産	608,487	株 式 給 付 引 当 金	925
の れ ん	371,969	退 職 給 付 に 係 る 負 債	159
ソ フ ト ウ エ ア	85,475	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,534
そ の 他	151,043	長 期 預 り 金	53,145
投 資 そ の 他 の 資 産	715,040	資 産 除 去 債 務	85,971
投 資 有 価 証 券	191,985	そ の 他	132,811
長 期 貸 付 金	14,415	負 債 合 計	3,122,816
長 期 差 入 保 証 金	372,348	(純 資 産 の 部)	
建 設 協 力 立 替 金	548	株 主 資 本	2,470,808
退 職 給 付 に 係 る 資 産	43,666	資 本 金	50,000
繰 延 税 金 資 産	31,079	資 本 剰 余 金	409,859
そ の 他	63,878	利 益 剰 余 金	2,015,630
貸 倒 引 当 金	△2,881	自 己 株 式	△4,680
繰 延 資 産	101	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	50,587
開 業 費	101	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,150
資 産 合 計	5,795,302	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△69
		為 替 換 算 調 整 勘 定	23,768
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	737
		新 株 予 約 権	2,805
		非 支 配 株 主 持 分	148,285
		純 資 産 合 計	2,672,486
		負 債 純 資 産 合 計	5,795,302

連結損益計算書 (平成30年 3月1日から 平成31年 2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			6,791,215
売 上 高			5,508,600
売 上 原 価			4,411,816
営 業 上 総 利 益			1,096,784
営 業 収 入			1,282,615
営 業 総 利 益			2,379,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,967,802
営 業 利 益			411,596
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,111		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	961		
そ の 他	4,582		11,654
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	10,219		
社 債 利 息	1,891		
そ の 他	4,615		16,727
経 常 利 益			406,523
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	11,214		
事 業 構 造 改 革 に 伴 う 固 定 資 産 売 却 益	427		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,665		
そ の 他	1,248		15,556
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損	18,956		
減 損 損 失	55,776		
の れ ん 償 却 額	3,895		
子 会 社 株 式 売 却 損	3,320		
事 業 構 造 改 革 費 用	2,619		
そ の 他	20,099		104,668
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			317,411
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	96,076		
法 人 税 等 調 整 額	8,275		104,351
当 期 純 利 益			213,060
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,056
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			203,004

貸借対照表 (平成31年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	41,187	流 動 負 債	66,775
現金 及 び 預 金	389	一年内償還予定の社債	40,000
前 払 費 用	623	関係会社短期借入金	8
繰 延 税 金 資 産	142	リ ー ス 債 務	2,359
未 収 入 金	32,436	未 払 金	6,953
関係会社預け金	6,177	未 払 費 用	691
そ の 他	1,416	未 払 法 人 税 等	15,558
固 定 資 産	1,776,319	前 受 金	241
有 形 固 定 資 産	6,027	賞 与 引 当 金	301
建 物 及 び 構 築 物	2,546	役 員 賞 与 引 当 金	49
器具備品及び運搬具	116	そ の 他	611
土 地	2,712	固 定 負 債	274,531
リ ー ス 資 産	651	社 債	236,914
無 形 固 定 資 産	14,661	関係会社長期借入金	12
ソ フ ト ウ エ ア	6,623	繰 延 税 金 負 債	1,437
ソフトウエア仮勘定	2,515	リ ー ス 債 務	4,560
リ ー ス 資 産	5,521	長 期 預 り 金	2,348
そ の 他	1	債務保証損失引当金	28,912
投資その他の資産	1,755,629	そ の 他	345
投資有価証券	40,092	負 債 合 計	341,306
関係会社株式	1,639,238	(純 資 産 の 部)	
前払年金費用	945	株 主 資 本	1,460,238
長期差入保証金	3,474	資 本 金	50,000
関係会社長期預け金	70,000	資 本 剰 余 金	1,246,489
そ の 他	1,879	資 本 準 備 金	875,496
		そ の 他 資 本 剰 余 金	370,992
		利 益 剰 余 金	168,381
		そ の 他 利 益 剰 余 金	168,381
		繰 越 利 益 剰 余 金	168,381
		自 己 株 式	△4,632
		評価・換算差額等	13,476
		その他有価証券評価差額金	13,476
		新 株 予 約 権	2,484
資 産 合 計	1,817,506	純 資 産 合 計	1,476,199
		負 債 純 資 産 合 計	1,817,506

損益計算書（平成30年 3 月 1 日から 平成31年 2 月28日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	112,758	
経 営 管 理 料 収 入	4,804	
業 務 受 託 料 収 入	2,390	
そ の 他	118	120,072
一 般 管 理 費		24,863
営 業 利 益		95,209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,142	
受 取 配 当 金	594	
そ の 他	60	1,797
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	107	
社 債 利 息	1,891	
社 債 発 行 費 償 却	435	
そ の 他	1	2,436
経 常 利 益		94,571
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	0	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,050	
そ の 他	501	4,552
税 引 前 当 期 純 利 益		90,018
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,602	
法 人 税 等 調 整 額	1,522	△80
当 期 純 利 益		90,098

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年4月10日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ⑨
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 ⑨
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年4月10日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ⑨
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 ⑨
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ⑨
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、事業報告に記載の子会社株式会社さこう・西武が公正取引委員会より独占禁止法に違反するとして平成30年7月12日および同年10月3日にそれぞれ排除措置命令および課徴金納付命令を受けた件ならびに同年10月18日に排除措置命令を受けた件につきましては、その後、再発防止策が講じられてきたことを確認しております。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、上記以外については指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成31年4月15日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 幅 野 則 幸 ㊞

常勤監査役 谷 口 義 武 ㊞

社外監査役 ル ディー 和 子 ㊞

社外監査役 原 一 浩 ㊞

社外監査役 稲 益 みつこ ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町 8 番地 8 当社本店 会議室

電話 03-6238-3000



主要交通機関

- | | | | |
|-------------|--------------------|----|-----|
| ・ JR中央線・総武線 | 四ツ谷駅 (麴町口) から | 徒歩 | 約4分 |
| ・ 東京メトロ丸ノ内線 | 四ツ谷駅 (出口1 麴町方面) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・ 東京メトロ南北線 | 四ツ谷駅 (出口3) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・ 東京メトロ有楽町線 | 麴町駅 (出口5) から | 徒歩 | 約4分 |

※ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますよう、お願い申し上げます。

※ 本会場が満席となった場合は、別会場をご案内させていただきますので、ご了承
くださいますよう、お願い申し上げます。